

ハラスメントに関する相談件数等（令和5年度）について

狛江市では、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、ハラスメントに関する相談件数等を年に1度公表します。
 条例の対象となる相談者は、市職員（常勤・非常勤問わず全ての職員）ですが、行為者は、特別職（市長・副市長・教育長）及び市議会議員を含みます。
 令和5年度の内容については、以下のとおりです。

（1）ハラスメントに関する相談件数（ハラスメントの種別の分類は、相談者の申し出によるものです。）

ハラスメントの種別	相談件数			備考
	内部相談窓口	外部相談窓口	合計	
セクシュアル・ハラスメント	0件	0件	0件	
パワー・ハラスメント	3件	6件	9件	内部相談窓口の3件のうち2件については、相談者からの求めにより、対応と手続について説明しました。他1件については、相談者から市への対応の求めがありませんでした。 外部相談窓口の6件については、相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
モラル・ハラスメント	0件	—	0件	
マタニティ・ハラスメント	0件	0件	0件	
その他ハラスメント	0件	2件	2件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
その他（ハラスメントに含まれない問題）	1件	1件	2件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
合計	4件	9件	13件	

※実際の相談件数は12件ですが、1件の相談内容が複数の種別を含む場合、含まれる種別それぞれに計上されるため、合計は13件となっています。

※相談者から市への対応の求めがあったものに対する職員課の対応内容としては、周囲への聞き取りや相談者から見た相手方への注意等です。

（2）狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数

開催回数	開催日
1回	令和5年7月6日

※ハラスメントに関する苦情の調査・審議はありませんでした。

（3）懲戒処分の有無及び処分内容

懲戒処分の有無	処分内容
無	—